

# 知っ得

情報ボックス

## 認知症サポーター養成講座

町では「認知症サポーター養成講座」を開催しています。これは、認知症の人とその家族を支える認知症サポーターになるために、認知症について正しく理解することを目的とした講座です。認知症サポーターは、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者として、自分のできる範囲で活動します。認知症を自身自身の問題として認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

### ○対象者

集落、老人クラブ、子ども会、職場、学校、友人同士のグループなど

(1講座10人程度)

### ○講師

「認知症サポーター養成講座」の講師の資格を持ったキャリアバンメイト

### ○講座内容

ビデオ上映などを交えた約60分～90分の講義

※受講後、認知症サポーターの証となるオレンジ色のブレスレット「オレンジリング」が配られます。

### ○受講料

無料

※受講を希望する場合は、問い合わせください。

### ◎問い合わせ先

町地域包括支援センター

(役場保健衛生課内)

☎(86) 1153 「直通」

## あなたの住まいは安全？

国、県および町では、がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている住宅を安全な場所に移転するための「がけ地近接等危険住宅移転事業」を実施しています。これは移転者に危険住宅の除去などに要する費用と、新たに建設または購入する住宅に要する費用(借入金の利子相当額)に対して補助金を交付する制度です。

### ○補助の内容

①危険住宅の撤去および移転(上限78万円)

②危険住宅に代わる住宅の建設などは、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額(上限708万円)

### ○対象

- ①災害危険区域
- ②県の建築基準法施行条例に基づきがけの区域
- ③土砂災害特別警戒区域
- その他

①危険住宅居住者の親族が居住のために住宅を建設または購入する場合も対象となります。

②危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり親族の住宅に同居する場合も、事業の対象となりますが、空き家の撤去は対象なりません。  
※詳しくは問い合わせください。

### ◎問い合わせ先

県庁建築課監察指導係

☎099(286)2111

役場景観推進課建設係

☎(86)1136 「直通」

## 平成27年度の年金相談日

平成27年度の年金相談日は、次のとおりです。

○開催日および場所  
偶数月の第3木曜日

・4月16日(木)「指江庁舎」

・6月18日(木)「役場」

・8月20日(木)「指江庁舎」

・10月15日(木)「役場」

・12月17日(木)「指江庁舎」

・平成28年2月18日(木)「役場」

### ◎問い合わせ先

役場町民福祉課年金係

☎(86)1157 「直通」

## 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日までは「発達障害啓発週間」です。自閉症などの発達障害がある人は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に関係するものです。これらは、見た目には障害があることがわかりにくく、行動や態度が誤